

4-1 危険物施設

(完成検査済証交付施設 平成29年3月31日現在)

区 分	大川広域 消防本部		
	さぬき市	(東かがわ市)	
計	363	215	(148)
製 造 所	4		(4)
貯 蔵 所 計	236	139	(97)
屋内貯蔵所	59	38	(21)
屋外タンク	54	27	(27)
準特定屋外			
旧法タンク			
特定屋外			
旧法タンク			
地中タンク			
岩盤タンク			
海上タンク			
屋内タンク	7	3	(4)
地下タンク	71	45	(26)
簡易タンク	6	6	
移動タンク	33	19	(14)
被牽引車型			
屋外貯蔵所	6	1	(5)
取 扱 所 計	123	76	(47)
給油取扱所	69	42	(27)
(セルフ)	14	8	(6)
航空機			
船舶	7	4	(3)
鉄道又は軌道			
自家用	27	16	(11)
(セルフ)			
第1種販売	3		(3)
第2種販売			
移送取扱所			
特定移送			
一般取扱所	51	34	(17)
事業所数	186	115	(71)

4-2 高圧ガス関係事業所

(平成29年3月31日現在)

区 分	高圧ガス製造事業所数(第一種)							高圧ガス貯蔵所数(第一種)						一般消費者用液化石油ガス
	一般 高圧 ガス	可燃性 ・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	液化 石油 ガス	冷凍 ガス	可燃性 ・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	
さぬき市	2	0	0	0	0	2	2	10	0	2	0	0	2	18

4-3 火薬類関係事業所

(平成29年3月31日現在)

区 分	火薬類 製造所 (煙火)	火薬類販売事業者						火 薬 庫					
		計	一 般	猟 用	競技用	煙 火	信号用	計	一 級	二 級	三 級	煙 火	庫 外
さぬき市	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

4-4 毒物劇物営業者

(平成29年3月31日現在)

区 分	一 般 販 売 業	農業用品 販 売 業	特定品目 販 売 業	電気めっ き 事 業	金 属 熱 処 理 事 業	運送事業	しろあり 防除事業	製 造 業	輸 入 業	計
東讃保健所	46	16	1	0	1	1	0	13	1	79

4－5 毒物劇物製造所等の地震対策指針

この指針は、毒物劇物製造所及び取扱事業所（以下「毒物劇物製造所等」という。）において講ずる地震災害予防・応急対策計画について、指針となる事項を示すものである。

1 予防計画

第1 組織に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る施設等の点検・保守を行う者、地震発生時における関係機関への通報及び応急処置を行う者及び指揮監督責任者等の職務及び組織に関する事項を定めること。

第2 作業及び制御の方法に関すること。

毒物劇物の製造方法、取扱いの作業方法及びこれらの制御方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備することにより、地震発生時速やかに作業を中断できるようにすること。

第3 施設・設備の点検の方法に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いに係る施設・設備及び毒物劇物の流出、漏えい防止設備等の点検の方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備すること。

点検にあたっては、特に次の施設・設備等について重点的に実施すること。

- (1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御装置
- (2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御に関する方法
- (3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置に関する方法
- (4) 各種安全対策施設・設備の点検

- ア 防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
- イ 散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
- ウ 非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
- エ その他地震防災上必要な施設及び設備

なお、点検は、漏えい、腐食、き裂等の異常を早期に発見するため、原則として一日に一回以上点検すること。さらに、一年に一回以上、施設・設備の内部を開放し、異常の有無、また沈下状況等について精密に点検を実施すること。

2 応急対策

第1 応急対策の実施に関すること。

社内組織に基づく指揮監督責任者の指示により、速やかに施設・設備の点検を実施し、被害状況を把握するとともに、次のとおり応急措置を講ずること。

- (1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御
- (2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御
- (3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置
- (4) 各種安全対策施設・設備の点検
- ア 防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
- イ 散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
- ウ 非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
- エ その他地震防災上必要な施設及び設備

(5) 応急用資機材による措置

- ア 除害用薬剤、土のう等による流出、漏えいの拡大阻止
- イ 消火用機器による火災の拡大阻止
- ウ 救急資機材による負傷者の救済

(6) その他必要な措置

第2 情報の伝達に関すること。

(1) 県、市町及びその他関係機関に対し、速やかに被害状況を伝達するとともに、地震に関する情報の収集に努めること。

(2) 毒物劇物製造所等周辺の居住者に被害が波及するおそれがある場合は、速やかにその広報に努めること。

第3 避難に関すること。

被害の状況により、速やかに避難するとともに、毒物劇物製造所等周辺の居住者の避難について適切な誘導に努めること。

第4 その他地震防災応急対策に関すること。